

通達甲（副監．総．装．装3）第15号

平成13年5月17日

存続期間

各 部長、参事官 殿
所属長

副総監

○警視庁警察職員名札着用等実施要綱の制定について

〔沿革〕平成13年9月通達甲（副監．総．企．組）第23号

14年9月同第22号

15年4月同第14号

16年4月同第4号、8月同（副監．総．装．被）第15号

17年3月同第2号、9月同（副監．総．企．組）第21号

18年3月同第4号

19年5月同第10号

20年3月同（副監．警．人1．企1）第8号、11月同（副監．総．企．組）第
22号

21年3月同第5号

22年3月同（監．生．少育．保）第8号

27年3月同（副監．警．人1．企1）第10号

28年9月同（副監．総．企．組）第15号

29年3月同第6号、6月同（副監．生．総．企1）第13号

30年3月同（副監．総．企．組）第4号、6月同（副監．地．総．庶）第10
号、9月同（副監．総．企．組）第15号

31年3月同（副監．総．装．被1）第3号改正

このたび、[別添](#)のとおり、警視庁警察職員名札着用等実施要綱を制定し、平成13年6月1日
日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

別添

警視庁警察職員名札着用等実施要綱

第1 目的

この要綱は、職員の名札の着用等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 名札の着用

1 着用時間

休日（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する休日）以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

2 着用場所

警視庁庁舎管理規程（昭和57年12月1日訓令甲第27号）に定める庁舎（交番、派出所及び駐在所を除く。以下「警察施設」という。）の施設内とする。

3 着用する場合

- (1) 装備課長が通知する都民と対応する業務（以下「対応業務」という。）に従事する職員が都民と対応する場合
- (2) 対応業務に従事する職員の対応について苦情の申出がなされた場合に、幹部が当該業務の窓口において苦情の申出人と対応する場合

第3 名札の制式、着用位置及び表示

1 名札の制式は、[別表第1](#)のとおりとする。

2 名札の着用位置は、次のとおりとする。

- (1) 制服及び活動服の場合は、名札の下端が右胸ポケット上部から5ミリメートル離れた位置となるように着用するものとする。

なお、既に記章を着装している場合には、同記章直近の適宜の位置とする。

- (2) 私服の場合は、左胸とする。

3 名札の表示は、[別表第2](#)のとおりとする。

第4 名札の請求

所属長は、名札に不足が生ずる場合は、装備課長（被服第一係経由）に請求するものとする。

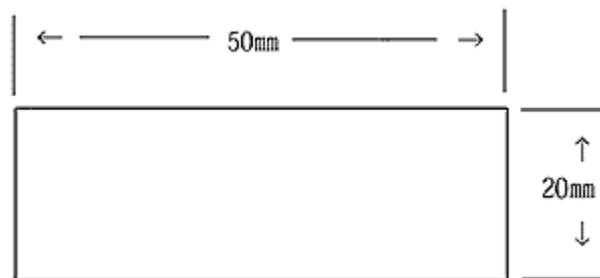
第5 その他

- 1 職員は、応対業務のほか、警察施設内において都民と応対するときは、氏名を告知し、又は名刺を交付するなど、担当者の明確化を図るものとする。ただし、名札を着用している場合は、この限りではない。
- 2 職員は、電話で都民と応対するときは、担当者の明確化に努めるものとする。
- 3 所属長は、前記第2に定める「名札の着用」にかかわらず、都民が出席する会議、座談会等を主催する場合その他必要と認める場合は、職員に名札を着用させることができる。

別表第1

名札の制式

1 形状及び寸法



【図内文字】

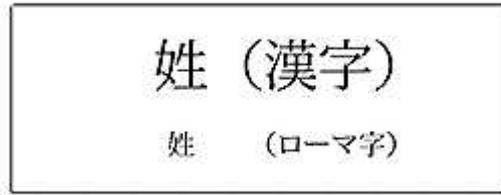
50mm 20mm

2 諸元

- (1) 材質 アクリル
- (2) 色 銀色
- (3) 着用方式 クリップ及びピン止めの兼用方式

別表第2

名札の表示



【図内文字】

姓 (漢字) 姓 (ローマ字)

(大きさ) 姓 (漢字) 8mm、姓 (ローマ字) 3mm

(色、書体) 黒色丸ゴシック体